

# 議 事 録

1. 日 時 令和3年10月22日 開会 午後 2時00分～

2. 場 所 北庁舎（旧保健センター）5階 ゆほびかホール

## 3. 出席委員

1 番 藤田 正子	2 番 藤田 哲夫	4 番 荻野 俊明
5 番 藤井 克巳	7 番 石井 義久	8 番 山渕 久司
9 番 大中 秋美	10 番 藤原 智	11 番 橋本 誠二
12 番 池田 賢治	13 番 住元 保	14 番 山本 建樹

以上 12名

## 4. 欠席委員

3 番 伊藤 能之 6 番 村上 和義

以上 2名

## 5. 出席推進委員

井上 廣文	立花 吉廣	田中 伸一
鈴木 清	左海みや子	山崎 由紀浩

以上 6名

## 6. 事務局

藤田局長・榊田主任・竹内再雇用職員

以上 3名

## 7. 議 事

### 議事内容

- 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請審議のこと
- 議案第22号 非農地証明願審議のこと
- 議案第23号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による集積計画決定のこと
- 報告第27号 賃貸借解約の通知報告のこと
- 報告第28号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと
- 報告第29号 同 法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと

— 山渕会長が、議長に就任する —

山渕議長： ただ今から第17回明石市農業委員会を始めます。

本日の出席委員数ですが、委員14名中、12名の出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の会議は成立していることをご報告します。

次に、明石市農業委員会会議規則第9条第2項に規定する議事録署名人ですが、

7 番 石井 義久 委員

9 番 大中 秋美 委員

のお二人を、議事録署名人に指名しますので、どうぞよろしくお願ひします。

一 議事録署名人に指名された2人の委員、了承する 一

山淵議長： それでは、これより議案目録に従ひ、議事を進めます。

すでに委員各位にはご案内のとおり、本日の会議は議案が3件、報告が3件です。

はじめに、「議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請審議のこと」を議題にします。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員： 一 議案を朗読説明する 一

山淵議長： 今月は1件の申請がありました。

昨日の小委員会では現地調査をしていますので、報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山淵議長： 〇〇番〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、1番の土地について報告します。

議案第21号の1番の土地の位置は、現地調査図1ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は市街化調整区域です。農地区分は「農地の一団の面積が10ヘクタール以上」に該当するので、第1種農地です。転用の期間は永久転用です。必要な書類も調べており、昨日の小委員会では、「許可基準に適合しているので許可してよい」という意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくお願ひします。

山淵議長： 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山淵議長： 〇〇番〇〇委員

〇〇委員： 住宅を建築するとのことですが、娘夫婦であれば無条件に許可されるのか、父親の農業を手伝うということが要件になるのか教えてください。

事務局職員： 農業委員会では、申請地を転用する必然性がないといけないので、代替地の検討も含め立地基準と一般基準が許可要件を満たしているか審議する必要があります。

また、他法令で開発許可も必要としますので、開発審査課において、世帯分離のための住宅を建築する必要性が審査された上で許可相当との結果が出ています。

山淵議長： ほかに、ご質問・ご意見等はありませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山淵議長： 〇〇番〇〇委員。

〇〇委員： 現地調査図を見ると、わずかに公道に接しているということによろしいか。

事務局職員： 開発審査課で建築基準を満たしていると判断しています。

〇〇委員： 譲受人と譲渡人の関係を再度確認したい。

事務局職員： 譲受人は、譲渡人の娘夫婦です。

山淵議長： ほかに、ご質問・ご意見等はありませんか。

— 沈 黙 —

山淵議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。  
本許可申請を当委員会ですることに異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山淵議長： 異議なしと認めます。  
よって、「議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請審議のこと」は許可することに決定しました。

山淵議長： 次に、「議案第22号 非農地証明願審議のこと」を議題にします。  
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を「朗読説明」する —

山淵議長： 今月は1件の証明願がありました。  
昨日の小委員会で現地調査を行っていますので、報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山淵議長： 〇〇番〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、1番の土地について報告します。  
議案第22号の1番の土地の位置は、現地調査図2ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況などを確認しました。都市計画区分は市街化調整区域です。農地区分は、自動車専用道路等の出入口から300メートル以内に該当するので第3種農地です。現地の状況ですが、山林化しています。昨日の小委員会では、森林の様相を呈しており農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当するので、非農地と判断して差支えないという意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくをお願いします。

山淵議長： 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山渕議長： それでは、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。  
本証明願を、当委員会で承認することにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山渕議長： 異議なしと認めます。  
よって、「議案第22号 非農地証明願審議のこと」は承認することに決定しました。

山渕議長： 次に「議案第23号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による集積計画決定のこと」を議題にします。  
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山渕議長： 明石市長より農用地利用集積計画の決定依頼が提出されていますが、1番から3番については大中委員の関連議案となりますので、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限により、大中委員には退席していただき、採決を採りたいと思います。

(大中委員、議事参与の制限により退席する。退席を確認した後)

山渕議長： それでは1番から3番について、ご意見・ご質問等があればお受けしたいと思います。  
ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈黙 —

山渕議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。  
1番から3番について本案のとおり、農用地利用集積計画を決定したいと思います。  
これに異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山渕議長： 異議なしと認めます。  
よって「議案第23号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による集積計画決定のこと」の1番から3番は、本案のとおり決定しました。  
大中委員には着席していただきます。

(大中委員を事務局職員が呼びに行き、席に戻る。着席を確認した後。)

山渕議長： それでは、4番についてご意見・ご質問を受けたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山渕議長： 〇〇番〇〇委員。

〇〇委員： 受け手は、新規就農者ですか。

事務局職員： 現に設定している利用権の更新です。

〇〇委員： 初めて利用権を設定する際に、最低の面積等の要件はあるのですか。

事務局職員： 農地法第3条許可とは違い、利用権設定に下限面積の要件は設けていません。

山渕議長： ほかにご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山渕議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。

4番について、本案のとおり、農用地利用集積計画を決定したいと思います。これに異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山渕議長： 異議なしと認めます。

よって「議案第23号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による集積計画決定のこと」の4番については、本案のとおり決定しました。

山渕議長： 次に、報告に移ります。

「報告第27号 貸借解約の通知報告のこと」について報告を受けたいと思います。事務局、説明をお願いいたします。

事務局職員： — 報告資料により報告する —

山渕議長： 今月は1件の通知がありました。これについて、何かご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山渕議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、「報告第27号 貸借解約の通知報告のこと」は、以上で報告とします。

山渕議長： 次に、「報告第28号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、及び「報告第29号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、以上2件の報告事項について、一括して報告を受けたいと思います。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 報告資料により報告する —

山渕議長： ただ今、「報告第28号」「報告第29号」の2件の報告事項につき、一括して報告がありました。

それぞれ、お手元の報告資料により、ご了承をいただきたいと思います。

山渕議長： 以上で、本日予定していました案件はすべて終了しました。  
これで、第17回明石市農業委員会を閉会とします。

(午後2時26分 終了)

※ 小委員会 令和3年10月21日 午後1時30分～

・出席委員

山渕会長 山本職務代理者 藤田(正)委員 住元委員

・事務局

藤田局長 榊田主任 竹内再雇用職員

上記事項の顛末を記載し、議事の正確なることを証するため署名する。

会 長 山 渕 久 司

署 名 人 石 井 義 久

署 名 人 大 中 秋 美